

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：業務改革の推進について【結果分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
15	<p>1 業務処理</p> <p>(2) 外部機関情報との整合性確認の不備</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>平成27年度に市が実施した土地課税台帳の照合では少なからずパンチミス（入力ミス）による課税誤りが検出されているが，家屋課税台帳の照合は未実施であり，賦課課税データの正確性が適切に検証されているといえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>登記データと課税データの照合を定期的を実施し，賦課課税データの正確性を検証する。</p>	<p>平成32年 1 月に予定されている法務省登記情報システムの更改に併せて，平成32年度に登記情報通知の電子データ化に伴うシステム改修を実施する際，土地及び家屋の登記情報と課税情報の照合を実施する予定であります。</p> <p>それまでは，固定資産課税台帳の適正化事業により課税誤りのチェックを行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(資産税課)</p>	<p>○措置済</p> <p>法務省では登記情報システムの更改後，追加機能の改修を行い，令和 3 年度に運用を開始したことから，市では登記情報通知の電子データ化に伴うシステムの改修を進めました。</p> <p>令和 4 年 1 月からのシステム運用開始に併せて土地及び家屋の登記情報と課税情報の照合を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(資産税課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。